

香川高等専門学校創造工学専攻委員会規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校専攻科委員会規程第5条第1項の規定に基づき、香川高等専門学校創造工学専攻（以下「専攻」という。）の専攻委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、専攻に関する次の各号に掲げる事項を検討し実施する。

- 一 専攻における教育課程の実施に関すること。
- 二 専攻における学生の履修・学位申請の実施に関すること。
- 三 専攻における学生の単位修得、履修コース修了に関すること。
- 四 専攻における入学者選抜の運営に関すること。
- 五 その他専攻の教育に関する必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- 一 専攻長
 - 二 各学科から選出された各1名の特別研究Ⅱの指導教員（学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則第6条第3号に規定する指導教員）及び一般教育科から選出された1名の教員
 - 三 学務課長
- 2 専攻長は委員会を招集し、議長となる。
 - 3 専攻長に事故あるときは、専攻長の指名する者がその職務を代行する。
 - 4 必要に応じて、第1項以外の者を加えることができる。

(事務)

第4条 委員会の事務は、学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月24日から施行する。